

公益財団法人 竜の子財団 助成事業募集要項

1. 目的

児童福祉の充実及び向上を推進する事により、未来を担う人材の育成の一環となることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 助成対象者

助成対象者は、日本国内に所在する団体

(2) 助成対象事業

児童福祉向上を目的とする各種事業

(3) 助成金の額

1件あたりの上限額は設けない

3. 実施方法

(1) 交付の申請

申請者は、助成金交付申請書のほか、必要書類を作成し、財団に郵送する方法により提出する。

(2) 交付の決定

交付決定に当たっては、財団選考委員会において厳正に選考し、理事長がこれを決定する。

交付決定者に対しては、交付通知書を申請者に交付する。

不採択事業者に対しては、不採択通知書を交付する。

(3) 実績報告

助成事業者は、事業が完了したとき実績報告書を作成し財団に提出する。

(4) 助成金の支払い

財団は、前項の助成金交付通知書の交付より 30 日以内に、助成事業者に助成金を交付するものとする。

(5) 交付決定の取消

下記のいずれかに該当した場合は、助成金交付の取消をすることができる。

- 1) 応募資格に該当しなくなった場合
- 2) 事業を主催する団体が解散した場合
- 3) 財団が定める受給者の報告義務等を怠った場合
- 4) 申請書に虚偽の事項があった場合